

《参考》

第1期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■日中活動系サービス

生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）で見込量を大きく下回っています。原因としては、事業所の新体系への移行が予想より少なく、旧法施設支援サービスが継続していることによるものです。

なお、新体系移行の時期については、各事業所において決定します。

短期入所については、平成18年度、19年度は3月利用分の実績ですが、平成20年度は4月から9月の平均値のため差が大きくなっています。（例年3月は春休みがあるため、平均より利用回数が増加する見込です。）

■居住系サービス

グループホーム、ケアホーム、施設入所支援については、見込量を上回っています。地域生活移行は進んでいます。新規申込みについても見込量を上回っており、全体の人数は増加しています。

■地域生活支援事業

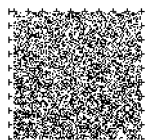
地域自立支援協議会については設立に向けて協議を進めており、平成21年度早期に設置予定です。

コミュニケーション支援事業については、見込量は月1件の扱いで各年度12件としていましたが、実利用人数で記載しています。

移動支援事業については、各年度とも時間数は見込量を大きく上回っていますが、件数（人数）では下回っており、一人当たりの利用時間が見込よりも大きくなっています。

地域活動支援センター事業については、第1期計画では平均人数で記載していますが、集計では実利用人数で記載しているため、見込量を上回っています。

注）サービス利用、支給決定に関しては、居住系サービスにおいて、利用を希望する入所施設等で空きがないため待機登録し、利用開始までサービス支給を保留している例が僅かにありますが、日中活動系サービス、訪問系サービスについては、障害程度区分に応じて概ね利用者の希望に沿う内容で支給決定を行っています。



《参考》

第2期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

居宅介護及び行動援護については、利用者数はほぼ計画とおりの数字となり年々増加傾向を示していますが、利用時間数は見込量を下回っており、短時間の派遣依頼が増えていると考えられます。

重度訪問介護については利用実績がありませんでしたが、平成23年度にスタートした同行援護について1人の利用実績がありました。

■日中活動系サービス

第2期において多くの事業所が新体系へ移行しました。日中活動の各種サービスともほぼ計画に沿った数字となっており、特に生活介護については見込量を上回り、平成23年度時点で99人の利用となっています。

就労継続支援B型については、滝川更生園と滝川新生園が平成24年4月1日の新体系移行となったため、見込量を大きく下回り82人の利用となっています。

また、今まで利用がなかった療養介護について1人の利用実績がありました。

■居住系サービス

グループホーム、ケアホーム、施設入所支援については見込量を下回りましたが、2箇所の入所施設が廃止になり、ケアホームや通所施設に移行する等、着実に障がい者の地域移行が進んでいます。

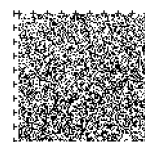
また、制度改正に伴いグループホーム、ケアホームの居住費助成もスタートし、平成23年度において68人の利用実績がありました。

■地域生活支援事業

平成21年度に地域自立支援ネットワーク会議が設置され、研修会等を開催しましたが、具体的な活動は今後検討されることになります。

訪問入浴サービス事業が新たにスタートし、平成23年度において2人の利用実績がありました。

また、日中一時支援についても、養護学校の生徒の進路実習を中心に利用が見込量を上回りました。



《参考》

第3期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

滝川市内にも指定特定相談支援事業所が4か所設立され、相談活動が市民に浸透していくなか、相談支援事業所を介しサービス利用の相談が増加し、居宅介護の申請をする等、がい者、精神障がい者等を中心とした新規利用者が増加する傾向を示しました。

同行援護は視覚障がい者にサービスが浸透し微増、また行動援護の利用者数は計画の数字を下回る結果となりました。重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については利用実績がありませんでした。

■日中活動系サービス

第3期では全事業所が新体系に移行しました。また、滝川市内にも新たに事業所が立ち上げられ、精神障がい者等を対象とした自立生活訓練のサービスがスタートしたほか、近隣の市に雇用契約型の就労継続支援A型の事業所が立ち上がる等、施設整備に伴う利用者の増加が見られました。

また、生活介護は重症心身障がい者対象のたんぼぼの家が制度改正により福祉サービスに組み込まれる等計画と比較し微増傾向を示しました。

■居住系サービス

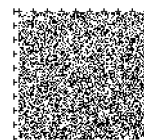
平成26年度からケアホームがグループホームに一元化される等制度改正がありました。また、滝川中央病院のほか各事業所でグループホームを新設整備されるなか利用者も増加しております。施設入所者については第3期では78人前後で横ばい状態が続いております。今後、更に地域移行を促進するためにはグループホームの整備が欠かせない状況となっております。

■障がい児通所支援

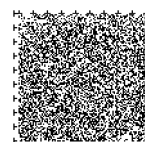
平成24年度から制度改正により、児童福祉法による障がい児通所支援が新たにスタートしました。滝川市内、こども発達支援センターのほか民間事業所で3か所立ち上げられる等、利用者の増加が見られました。

■地域生活支援事業

相談支援事業の強化を図るため、相談支援業務の総合的連絡調整のほか、障がい者虐待防止や成年後見制度利用支援を図る等、平成24年度から基幹相談支援センターとして滝川ほほえみ会に委託、実施しております。



必須事業である移動支援事業、意思疎通支援事業、地域活動支援センター事業等の継続実施はもとより、理解促進研修啓発事業等新たな必須事業等にも、関係機関、団体等連携し取り組む必要があります。

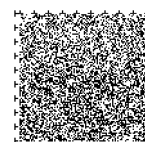


(資料1)

滝川市保健医療福祉推進市民会議委員名簿

(敬称略)

No.	関係機関団体名	氏名	備考
1	空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室	奥平唯典	
2	滝川市医師会	男澤伸一	委員長
3	滝川市歯科医会	宮腰仙造	
4	國學院大學北海道短期大学部	草薙恵美子	
5	滝川市立病院	佐々木 衿子	
6	滝川市社会福祉協議会	椿坂幸夫	副委員長
7	滝川市社会福祉事業団	西原律子	
8	滝川市民生委員児童委員連合協議会	岸部三和子	
9	滝川市町内会連合会連絡協議会	齊藤博朗	
10	滝川市老人クラブ連合会	泉田千一	
11	滝川障害者団体連絡協議会	谷建夫	
12	滝川市男女共同参画推進協議会	片岡喜恵子	
13	滝川青年会議所	細田徳人 H27.1月より 浮田利之	



(資料2)

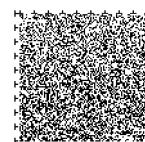
第4期滝川市障がい福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

No.	関係機関団体名	氏名	備考
1	滝川市身体障害者福祉協会	谷 建 夫	
2	滝川市心身障害児者を持つ親の会	富 井 令 子	
3	滝川市手をつなぐ育成会	清 水 登紀代	
4	滝川市社会福祉協議会	長谷川 稔	
5	滝川市民生委員児童委員連合協議会	中 村 京 子	
6	滝川市社会福祉事業団	菊 地 知 之	
7	滝川ほほえみ工房	北 原 恵美子	
8	若草友の会共同作業所	松 平 忠 也	
9	トータルサポート リアル	立 野 克 佳	
10	こころ	住 吉 直 樹	
11	滝川市子ども発達支援センター	村 井 新 知	

(資料3) 計画策定の経過

月 日	内 容
26 年 6 月 18 日	保健医療福祉推進市民会議
26 年 10 月 2 日	第 1 回計画策定委員会にて意見聴取
27 年 1 月 14 日	保健医療福祉推進市民会議
27 年 1 月 23 日	第2回計画策定委員会にて計画(素案)について意見聴取
27 年 1 月 29 日	保健医療福祉推進市民会議にて承認



(資料4)

○滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱

(設置)

第1条 全市民が健康で安心して生活できるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉対策を推進するため、滝川市保健医療福祉推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健・医療・福祉サービスの総合的推進に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉に係る計画策定及び進行管理に関すること。
- (3) 保健・医療・福祉の実態調査に関すること。
- (4) 健康管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の福祉に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は別表に掲げる関係機関及び団体から選出された者のうち市長が適当と認める者並びに学識経験者等（以下「委員」と総称する。）により構成する。

(委員の職務期間)

第4条 委員の職務期間は、2年間とする。ただし、補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

2 委員は、同一の者を再び選出することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、必要の都度開催し、委員長が招集する。

2 市民会議の議長は、委員長が行う。

(専門部会)

第7条 総合的な保健医療福祉事業を協議するため、市民会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって構成する。

3 専門部会には、必要に応じて臨時委員を選任することができる。

4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

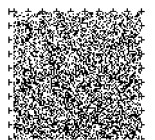
5 部会長は、専門部会を招集し、会議の議長となり、専門部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 滝川市保健医療福祉推進事業の推進に関する事務を処理するため、市民会議に事務局を設置し、保健福祉部に置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。



- 3 事務局長は、保健福祉部福祉課長を、事務局次長は保健福祉部介護福祉課長、子育て
応援課長及び健康づくり課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、保健福祉部福祉課、介護福祉課、子育て応援課及び健康づくり課の職員
をもって充て、保健福祉部福祉課の職員がこれを総括する。
- 5 事務局長は、事務局の事務を掌握し、事務局次長及び事務局員を指揮監督する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、これを代理する。
- 7 事務局員は、事務局長及び事務局次長の命を受け、事務进行处理する。

(秘密を守る義務)

第9条 市民会議を構成する関係機関等の役職員若しくは構成員又は会議に出席した関係
機関職員等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らして
はならない。役職員若しくは構成員又は関係機関の職員等でなくなった後においても、
同様とする。

(施行細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月28日から施行する。

(中略)

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

